

議員提出議案第6号

市長に対する名誉棄損に係る訴訟の判決結果を踏まえ
伊藤恵一議員に反省を求める決議

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり
提出します。

令和7年10月1日 提出

提出者

桑名市議会議員

畠田 薫

賛成者

同

水谷 憲治

同

松田 正美

同

倉田 明子

同

畑 紀子

同

伊藤 研司

同

飯田 尚人

同

多屋 真美

同

近藤 余歩



市長に対する名誉棄損に係る訴訟の判決結果を踏まえ
伊藤恵一議員に反省を求める決議

桑名市議会基本条例第24条では、「議員は、市民全体の代表として、市政に携わる権限と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。」と定められている。

また、桑名市議会議員政治倫理条例第5条第1項では、「議員は、自らの行為により議会の名誉及び品位を損ない、市民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。」と明記されているなど、我々議員は、法令を遵守し、市民からの負託を受けたものとして、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら伊藤恵一議員は、令和5年2月28日の本会議場において、あたかも現桑名市長が企業から現金を受け取り、家を建ててもらった旨の発言を行い、さらに同年4月には、自身の議員活動報告として同趣旨の内容を記した葉書を市内に送付した。

このことに関し、桑名市議会は、その言動の根拠を示すよう二度の決議を行ったが、一連の言動に対する明確な根拠が示されず、根拠がまったくないことが結論付けされた。

その後、桑名市議会は、同年6月に問責決議を行い、猛省を促すとともに、文書による謝罪を求めた。

これらの一連の決議は市議会として全会一致で可決された。

これを受け、同年7月には伊藤恵一議員から市議会議長あてに謝罪文書が提出された。

一方、同年10月には、市長から名誉棄損による民事訴訟が提起されており、翌令和6年6月19日に、名誉棄損と認定される判決が言い渡され、各メディアからもその判決結果が報道された。

そのような中、当該判決に対し、伊藤恵一議員は控訴し、同年8月23日付けで控訴理由書が提出されたが、自身の言動は、政治的論評・批評を行ったもので、名誉棄損にはあたらないというものであり、桑名市長が企業から現金を受け取り、家を建ててもらった事実があったと信ずる相当な理由があるという要約であった。

その後、高等裁判所での判決も棄却されたのち、最高裁判所にも上告を行ったが、裁判官全員一致で訴えが退かれ、令和7年7月9日、民事事件として伊藤恵一議員の伊藤市長に対する名誉棄損が確定された。

控訴理由書に記載された理由により、控訴・上告された行動は、議長に対する謝罪文の提出が、その場しのぎの行為であったことを裏付けるものであり、まったく反省をされていなかったことが明白であると断じざるを得ない。

民事事件として、最高裁判所で名誉棄損であると認定されたことを踏まえ、伊藤恵一議員においては、これまでの自身の一連の言動を真摯に振り返り、深く反省するとともに、その対応を速やかに示されることを求めるものである。
以上、決議する。

令和7年10月1日

桑 名 市 議 会